資料1

協議会の設置趣旨等について

1 石狩市地域公共交通活性化協議会について

- 持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性 化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進 し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与すること を目的として、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が制定 (H19.5.25施行)
- ○石狩市に「地域公共交通活性化協議会」を設置(法第6条)

石狩市地域公共交通活性化協議会

【構成員】

地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体

公共交通事業者等

道路管理者

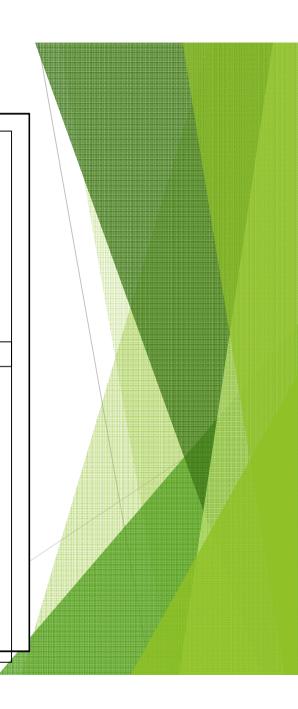
港湾管理者

公安委員会

地域公共交通の利用者

学識経験者

その他必要と認める者



2 石狩市地域公共交通網形成計画について

地域公共交通網形成計画

(法第5条関係)

市町村は、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の 形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を作成 することができる。

定める事項

(法第5条2項関係)

- ①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化 及び再生の推進に関する基本的な方針
- ②地域公共交通網形成計画の区域
- ③地域公共交通網形成計画の目標
- ④前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する 事項
- ⑤地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
- 6計画期間
- ⑦前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関 し当該地方公共団体が必要と認める事項